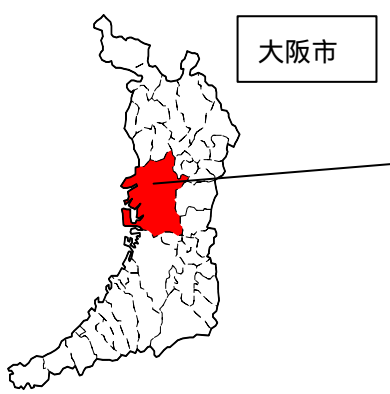


ビジネス人材育成特区

都道府県名：	大阪府	
申請主体名：	大阪市	
区域の範囲：	大阪市の全域	

特区の概要：

自ら新しいビジネスを立ち上げる人材、高度な IT 技術者や医療技術者を体系的に育成することは、大阪市の産業育成を図るうえで必要不可欠である。そこで、既に認定された「ビジネス人材育成特区」に新たな特例措置を追加し、専修学校等の設置に際して校地・校舎の自己所有に係る要件を緩和することにより、スポーツを通じて健康・予防医療産業に対する専門人材を育成し、大阪市の新しい知的創造活動の推進に貢献するとともに、当該分野における効果的なビジネス人材の育成を促進するものである。

- 適用される規制の特例措置：
- ・ 学校設置会社による学校設置
 - ・ 校地、校舎の自己所有を要しない大学等設置
 - ・ 運動場に係る要件の弾力化による大学設置
 - ・ 校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置
 - ・ 講座修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の一部免除
 - ・ 講座修了者に対する基本情報技術者試験の一部免除

